

田原市防犯灯整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市安心して暮らせることのできる安全なまちづくり条例(平成17年田原市条例第19号)の規定に基づき、市民が安心して暮らせることのできる地域社会を実現するため、犯罪の防止に配慮した防犯灯を整備することを目的とする。

(活動支援)

第2条 市は、地域安心・安全活動を推進するために、地区自治会、自治会連合組織、校区及びコミュニティ協議会(以下「補助事業者」という。)が実施する防犯灯施設整備について、田原市防犯灯整備補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(防犯灯の設置及び移転基準等)

第3条 補助金の対象となる防犯灯の整備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 設置及び移転場所

公衆用道路の沿線上で夜間通行上、危険な場所であること。

(2) 設置及び移転基準

ア 市民の生活、農作物等生育に影響を及ぼさない場所とし、近隣住民の合意が得られること。

イ 商店街振興及び事業所、個人の駐車場等の照明を目的としないこと。

ウ 防犯灯の設置間隔は、防犯灯及び別表に定めるその他の照明設備と照明範囲が重複しない位置とし、過度の設備投資とならないよう配慮するものとする。ただし、防犯上及び交通安全上、特に市長が認めるときはこの限りではない。

エ 新たに設置する照明器具は、自動点灯機付きのLED灯とする。ただし、LED灯同等以上の性能を有すもので特に市長が認めるときはこの限りではない。

オ 設置及び移転の方法は、電柱への共架又は独立柱とし、私物への取り付けはしないものとする。ただし、防犯上及び交通安全上、特に市長が認めるときはこの限りではない。

(交付基準)

第4条 防犯灯施設整備に関する交付基準は、次のとおりとする。

(1) 対象経費

ア 防犯灯施設の設置、更新及び移転(以下「設置等」という。)の経費とする。

イ 国・県等の補助対象額及び寄附等は除くものとする。

(2) 補助率及び交付額

1灯あたりの事業費1万円以上の補助対象経費の2分の1とし、上限を5万円とする。

(交付決定等)

第5条 補助金は、毎年度の予算額の範囲内において、次に掲げる条件により交付する。

(1) 補助金の交付事務は、すべてコミュニティ協議会を窓口とし、校区、地区自治会及び自治会連合組織が補助事業者となる場合は、その所属するコミュニティ協議会が事務を行う。

(2) 補助金の交付額は、それぞれ千円未満の補助額を切り捨てる。

(3) 補助金は、対象経費に対する地域コミュニティ団体の実支出額を基準として交付する。

2 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、事業実施の2週間前までにコミュニティ協議会からの補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書を受理し、内容審査の結果、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、コミュニティ協議会に補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付する。この場合において、交付目的を達成するために必要があるときは、交付条件を

付す。

- 4 補助事業者が交付決定の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を変更又は中止（以下「変更等」という。）しようとする場合は、あらかじめコミュニティ協議会から補助事業変更等申請書（様式第1-1号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、承認を得なければならない。
- 5 変更等による増減額が、既交付決定額の2割以内の場合は、変更申請書の提出を免除することができる。
- 6 市長は、変更申請書を受理し、内容審査の結果、適当と認めるときは、第2項の規定に準じて補助事業変更等決定通知書（様式第2-1）を送付する。

（交付額の確定）

第6条 コミュニティ協議会は、補助事業が終了したとき、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、支払証拠書類等を添付した補助事業実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は実績報告書を受理し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを認めるときは、補助金の額を確定し、コミュニティ協議会に補助金確定通知書（様式第4号）により通知する。
- 3 補助事業者は、補助金の確定のために市が行う現地確認等の調査に協力しなければならない。
- 4 第2項において、補助金の交付決定額と確定額が同一の場合は、市長は補助金確定通知書の作成及び通知を省略することができる。
- 5 補助事業者の資金繰りから、補助事業の工事代金等の支払ができない場合は、当該工事等の請求書を支払証拠書類として扱うことができる。ただし、この場合、補助事業者は、補助金の受領後に速やかに支払を行い、市長に領収書を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、コミュニティ協議会からの補助金請求書（様式第5号）に基づき補助金を交付する。

（交付団体の責務）

第8条 補助事業者は、交付対象事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、補助金により設置等をした財産（以下「補助財産」という。）の耐用期間中これを保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 補助金の交付を受ける場合は、それらに関係する収入及び支出を全て補助事業者の予算及び決算に計上し、経理の明確化及び適正な管理に努めなければならない。
- 3 補助財産は耐用期間中において、補助事業者が善良な管理者の注意をもって管理し、補助の目的に反して、使用、譲渡、交換、貸付又は処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。
- 4 やむを得ない事情により、前項の規定に反して処分等を行う場合は、事前に補助財産処分等申請書（様式第6号）により市長の許可を得なければならない。
- 5 市長は、補助財産処分等申請書を受理し、内容を審査し、やむを得ない事情を認めるときは、補助財産処分等決定通知書（様式第7号）を交付する。この場合において、特に必要性を認めるときは、次条の規定による補助金の返還を免除することができる。

（取消し及び返還等）

第9条 市長は、補助事業者の活動が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができ

る。

- (1) この要綱及び交付決定に付した条件に違反した場合
 - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適切と認められる場合
 - (4) 市長の承認を受けずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合
 - (5) 市長の許可を得ず、又は許可が得られない補助財産の処分等を行った場合
- 2 コミュニティ協議会は前項の規定による返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額について年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。
 - 3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項に規定する遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(維持管理)

第10条 補助財産の維持管理は、設置した補助事業者が行うものとする。

2 補助財産の電気料は、市が負担するものとする。

3 その他特に市長が認める防犯灯の電気料は、市が負担するものとする。

(廃止)

第11条 設置及び移転基準に該当しなくなった補助財産及び不要となった補助財産については、設置した補助事業者が撤去するものとする。この場合において、補助事業者は、補助財産を撤去した旨を電力会社へ報告するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(廃止)

2 田原市地域コミュニティ施設等整備補助金交付要領（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

(失効)

3 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

その他の照明設備	国、県又は市の道路管理者が設置する道路照明灯
	商店街等が設置する照明灯
	公園、広場等に設置される照明灯
	駐車場又は駐輪場に設置される照明灯
	緑地、庭園等に設置される照明灯
	事業所、店舗等が設置する広告灯及び照明灯
	住宅(集合住宅を含む。)敷地内の通路、玄関等特定の者の利便のために設置される照明灯

補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名 コミュニティ協議会

代表者名 会長 _____ (印)

年度 防犯灯施設整備補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称 _____ 整備事業

実施主体 :

2 事業目的 地域防犯対策

3 事業内容 別紙「防犯灯施設整備計画書」のとおり

4 実施期間 着手（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

5 交付申請額 金 _____ 円

6 添付書類

①位置図

②現況写真

③見積書、カタログ等

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度 防犯灯施設整備補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間
年 月 日による申請書のとおり
- 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 _____ 円
補助金の交付決定額 金 _____ 円
- 補助金の交付条件

補助事業変更等決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度防犯灯施設整備補助事業について、下記のとおり変更等を行うことに決定したので、通知します。

記

- 1 事業名称 _____ 整備事業
- 2 変更等の内容 _____
- 3 変更等の理由 _____
- 4 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金等の交付決定額
補助事業に要する経費 金 _____ 円
補助金の交付決定額(変更後) 金 _____ 円
- 5 補助金の交付条件の変更

補助事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名 コミュニティ協議会

代表者名 会長 印

年度防犯灯施設整備補助事業が完了したので、下記により報告します。

記

1 事業名称 整備事業

実施主体：

2 実施期間 着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 実績及び効果 別紙「防犯灯施設整備実績明細書」のとおり

4 添付書類

- ①位置図
- ②写真（施行前、施工中、施工後）
- ③契約書の写し（100万円以上の場合）
- ④支払証拠書類
- ⑤電気使用申込書（電灯）兼しゅん工調査表等

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度 防犯灯施設整備補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 事業名称 _____ 整備事業
- 2 確定の基礎となった事業費 金 _____ 円
- 3 交付決定通知額 金 _____ 円
- 4 交付確定額 金 _____ 円

補助財産処分等決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付で補助財産処分等許可申請のあった補助財産について、下記の条件により処分等することを決定したので通知します。

記

- 1 処分等する財産
- 2 処分等の理由
- 3 処分等の条件
- 4 補助金返還

防犯灯施設整備計画書

申請者	コミュニティ協議会
実施主体	

作成年月日	
年 月 日	

整備事業名			
目的及び効果			
実施場所	田原市		
実施期間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
財源内訳	補助対象事業費（A）		円 （B） + （C）
	内訳 自己資金（B）		円
	市補助額（C）		円 Aの1/2、千円未満切捨て
	補助対象外経費（D）		円 概略
	合計事業費		円 （A） + （D）
補助対象事業の費用明細（整備項目）	項 目	金 額	備 考
備 考 （補助対象外経費）			

防犯灯施設整備実績明細書

申請者	コミュニティ協議会	作成年月日
実施主体		年 月 日

整備事業名				
実績及び効果				
実施場所	田原市			
実施期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日			
財源内訳	区分	予算額	実績額	備考
	補助対象事業費（A）	円	円	（B）+（C）
	内訳 自己資金（B）	円	円	
	市補助額（C）	円	円	Aの1/2、千円未満切捨て
	補助対象外経費（D）	円	円	概略
	合計事業費	円	円	（A）+（D）
補助対象事業の費用明細（整備項目）	項目	金額（実績）		備考
備考（補助対象外経費）				